

令和7年第8回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年7月25日（金）午後2時00分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 14名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
8番	田内 一郎	9番	安藤 和利	10番	大塚 徹
11番	鈴木 茂	12番	坂本 正行	13番	境 政一
14番	長谷川一夫	15番	原 範子		

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主 事 菅谷 健太

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長	岡野 康宏	局長補佐	菅野 裕之
係 長	堀越 桃花	主 事	木内 俊介

○議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第4号 現況確認証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議案第6号 神栖市農地利用最適化推進委員の委嘱について

第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

○議事内容

議長	(開会：午後2時00分) 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 本日の出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。 ただいまより、令和7年第8回神栖市農業委員会総会を開催いたします。 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。
議長	(議事録署名委員の選任) 最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、8番田内一郎委員、9番安藤和利委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
議長	(議案第1号) 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第6号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願ひいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。
議長	はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を付議いたします。(1) 所有权の移転、番号1について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1) 所有权の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有權の移転であり、申請地において種芋の育苗をする計画です。また、譲受人は、米や芋、ピーマン等を作付けしており、農機具はトラクター、耕運機、田植機を所有し、家族3人で年間約300日農作業に従事しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
1番	はい、1番長谷川です。申請内容については事務局の説明のとおりです。担当委員としては、問題ないと判断します。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)

議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号2について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、世代交代のため贈与による所有権の移転であり、新規就農者である譲受人が農業を承継し、米の作付けをする計画です。また、譲受人は、トラクターを所有し、家族2人で年間200日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
12番	はい、12番坂本です。7月14日に申請地の利用状況等の現地確認を行いました。特に問題ないことを確認しておりますので、農地法第3条第2項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断します。委員の更なる審議をお願いします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号3について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号3の譲受人、譲渡人

	及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、譲受人が新規就農するため、贈与による所有権の移転であり、譲受人が農業を承継し、米と芋を作付けする計画です。また、譲受人は、トラクター、田植機をリースする予定で、年間180日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
10番	はい、10番大塚です。申請内容は事務局の説明のとおりです。担当委員としては問題ないと判断します。委員の更なる審議をお願いします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。9番、安藤和利委員。
9番	はい、9番安藤です。新規就農で贈与ということですが、経営移譲ですか。
議長	ただいまの件について説明を求めます。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。譲受人、譲渡人は親子関係であります、世代交代のため譲受人である子が新規就農するため贈与により取得し、農業を承継するものです。
議長	そのほか、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号1の申請人及び土地の所在等は、議案書

	記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10 ha 未満であることから、第2種農地と思料されます。申請人は、木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがいたため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和7年7月17日（木）、現地調査は、立花農地副部会長、長谷川一夫委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
8番	はい、8番田内です。現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり私も許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号2の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、長屋住宅の建築に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請人は、木造2階建の長屋住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、不動産業から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
6番	はい、6番立花です。7月6日に現地確認をしました。申請地は現在、水稻を作付けしています。全体面積の約3分の1を今回、長屋住宅の転用を計画しているとのことです。申請者は高齢であり、耕作面積を今後縮小することです。周辺の状況は宅地化が進んでおり、耕作している農地は減少傾向にあります。担当委員としては、やむを得ないと思いますが、現地調査委員の説明のとおり許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号3の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、長屋住宅の建築に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請人は、鉄骨造2階建の長屋住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されています。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがいたため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
12番	はい、12番坂本です。7月14日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)

議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号4の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、資材置場兼駐車場の設置となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、現在、申請地の隣接地で申請人の親族が経営している会社があり、申請地については、農地転用の許可を取らずに、資材置場及び社員駐車場として利用している状況です。今回、違反転用状態を是正するために、追認での許可申請に至ったものです。資材置場としては工事用の資材として山砂及び碎石を設置、駐車場としては乗用車12台を設置しており、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがいたため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第2号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
10番	はい、10番大塚です。7月14日に現地確認をしました。現地調査委員の報告のとおり、私も許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたら、ご意見ご質問等ございませんか。

	(「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第3号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造2階建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第3号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。

12番	はい、12番坂本です。7月14日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第3号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域外の農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、太陽光発電事業者が、太陽光パネル164枚、パワーコンディショナー10台を設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。また、神栖市農業振興地域に関する証明願が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第3号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
1番	はい、1番長谷川です。7月24日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第3号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、太陽光発電事業者が太陽光パネル180枚、パワーコンディショナー10台を設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第3号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況

	を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 （「議事進行」の声あり）
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第3号、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造2階建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第3号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
12番	はい、12番坂本です。7月14日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号5について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第3号、番号5について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、特定建築条件付売買予定地ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造2階建の専用住宅10棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関から残高証明書が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。
5番	はい、5番溝口です。議案第3号、番号5の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりで

	す。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
12番	はい、12番坂本です。7月14日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。10番、大塚徹委員。
10番	はい、10番大塚です。資料を見ると、進入路が無いように見えるのですが、計画図面は適切ですか。
議長	ただいまの件について説明を求めます。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。申請書に添付されている計画図面を確認したところ、申請地を含めた計画地に市道が隣接しております。
議長	そのほか、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	(議案第4号) 次に、議案第4号「現況確認証明願について」を付議いたします。 事務局に説明を求めます。事務局。
事務局	はい、事務局の堀越です。議案第4号についてご説明いたします。はじめに、非農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、20年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畠であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。

非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号2でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、20年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畠であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号3でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、平成8年から事務所等が建築されており、すでに宅地状態にあり、登記上の地目が畠であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。続きまして、農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で中間管理機構を通し一部賃貸借し、松を作付けする予定のため、今回、願い出に至ったものでございます。事務局からは以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。5番溝口竜生委員。

5番 はい、5番溝口です。議案第4号の現地調査結果をご報告いたします。はじめに、非農地証明願の調査日及び調査委員につきましては、議案第2号の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は、事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、いずれも願い出のとおり、番号1なし番号3は、非農地に認められると判断しました。続きまして、農地証明願の調査日及び調査委員につきましては、議案第2号の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在等は事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、雑草等の繁茂により、すぐに耕作できる状態ではありませんが、申請地につきましては、この後、審議予定の議案第5号にて、農地中間管理事業により農業法人が畠として利用する予定があるため、農地と判断いたしました。今後も農地として利用されているか状況を注視してまいります。委員の皆様の更なるご審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。

	<p>本案は願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。
議長	<p>(議案第5号)</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第5号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている23筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p>
議長	続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。
農林課	<p>はい、農林課の菅谷です。今回提出している農用地利用集積等促進計画（案）は貸借期間が8年間の農地が1筆、貸借期間が10年間の農地が22筆です。始めに、貸借期間が8年間の農地につきましては、田の新規集積は1筆で1,728m²です。次に、貸借期間が10年間の農地につきましては、田の新規集積は13筆で24,604m²、畑の新規集積は5筆で3,803m²です。また、期間満了再契約の田が2筆で3,205m²、期間前更新の田が2筆で3,687m²です。合計23筆で37,027m²の集積予定です。以上でございます。</p>
議長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	<p>(「議事進行」の声あり)</p>
議長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議長	<p>(議案第6号)</p> <p>次に、議案第6号「神栖市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。局長補佐。</p>

局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。議案第6号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、農地利用最適化推進委員1名の辞任に伴い、6月1日から6月30日にかけて募集を行ったところ、1名の推薦がありましたので、農業委員会等に関する法律施行規則第11条第3項の規定に基づき、神栖市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会へ評価を依頼したところ、別紙のとおり報告がありましたので、農業委員会等に関する法律第19条第3項の規定に基づき、委嘱するにあたり同意を求めるものです。なお候補者につきましては、議案書記載のとおりで、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方となっております。以上でございます。
議長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり委嘱することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり委嘱することと決定いたします。
議長	(報告案件) 次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第5号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第5号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が2件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、いずれも内容につきましては、議案書記載のとおりであり、法務局へ回答済でございます。次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は8件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は9件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございますが、通知人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりで、受理件数は1件でございます。次に、報告第5号「茨

「城県農業會議諮詢に関する答申について」でございますが、当該案件につきましては、令和7年6月25日の神栖市農業委員会総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3千m²以上であることから、茨城県農業會議常設審議委員会への諮詢が必要な案件でありましたが、令和7年7月16日に開催されました茨城県農業會議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので、ご報告いたします。当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議長　　ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長　　ご意見が無いようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして令和7年第8回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会：午後2時47分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人